

福岡市職員提言にかかる「食品衛生条例改正」及び「よかこ屋台制度」について

—2012年1月12日付け毎日新聞・読売新聞の報道内容のご説明—

西南学院大学大学院 石森久広

(1) 福岡市では、平成11年度、職員の勉強会として「自治立法研究会」が発足し、平成13年度に「政策法務研修」に衣替えして現在に引き継がれています。毎年メンバーは変わり、6月の顔合わせから1月の最終報告会に向けて月1回ペースで研究会が開かれます。石森はこの月1回の研究会でアドバイスをを行う「外部講師」を務めています。

(2) 平成23年度は受講者が8名でしたので、4名ずつ2班に分かれ、うち1つの班が選んだテーマが「福岡市屋台における食品衛生の向上に向けて」でした。この班が1月11日に最終報告会で提言したものが標記「よかこ屋台制度」で、これが新聞報道されたというのが経緯です。

(3) 職員研修ではありますが、テーマは所属部署とは関係なく自由に設定した上で（石森も関与していません）、あくまで勉強として取り組んだ結果であり、福岡市の公式見解では毛頭ありません。また、実質的には研究活動は業務の合い間を縫って行わざるをえないため、時間的に限られたなかでまとめられた提言でもあります。

(4) 屋台班の最終報告の構成は、次のとおりです。食品衛生条例改正及び「よかこ屋台制度」は最終章における提言として打ち出されたものです。なお、報告の中では、本検討会の資料もいくつか利用されています。

第一章 屋台の歴史と文化について
1 屋台の成り立ちについて
2 屋台の歴史と軒数の推移について
3 屋台文化について
第二章 屋台における現行制度と課題
第三章 福岡市食品衛生条例の改正および屋台食品衛生優良店制度の導入について（提言）
1 福岡市食品衛生条例の改正について
2 屋台食品衛生優良店制度（よかこ屋台制度）の導入について

(5) 提言では、まず市の食品衛生条例を改正し、現在要綱で規定する屋台の営業施設基準を新設することや、屋台営業者による給水・排水設備の整備を求めることなどを盛り込むべきだとしています。現行のものよりも厳しい基準が考えられています。可能かどうかは法律、県条例との整合性が論点となります。

(6) 次いで「よかこ屋台制度」は、「屋台食品衛生優良店制度」の名のとおり、屋台の衛生管理を誘導的に果たそうとするものです。その概要は、①保健所の職員2名と公募の市民1名が営業中の屋台を視察し、②「消毒液を備えた流水式の手洗い設備が設置されているか」などをチェックし、③一定の基準をクリアした店を優良店に認定、ステッカーを交付するとともに、④市の広報誌などで公表する、というものです。目玉といい得ます。

○チェックリスト

必須項目（必ず守らなければならないもの）	
	生もの等市長が指定した種類の食品以外のものを提供していないか。
	下処理、調理、盛り付け、食器洗浄等を屋台外で行っていないか。
	給水設備・排水設備が整備されているか。
	消毒液を備えた流水式手洗設備が設けてあるか。
その他の項目	
	屋台及びその周辺を清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障がないように維持されているかどうか。
	使用する便所を定め、定期的な殺虫、清掃及び消毒をし、常に清潔を保たれているかどうか。
	ふきん、包丁、まな板等は、熱湯、蒸気、薬剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥しているか。特に、食品に直接触れる包丁、まな板等については、汚染の都度又は作業終了後に、洗浄消毒を十分に行っているか。
	廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにすること。また、汚液及び悪臭が漏れないようにし、常に清潔を保たれているか。
	原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等について衛生上の観点から点検し、その結果を記録し、保存しているか。

(以下、10項目、略)

## <参考>

法学部・平成24年度前期（3年次以上向け選択科目，全学部全学科に提供）

科目名：自治体政策法務論

### 【授業のテーマ】

福岡市の繁華街・天神に、夜ともなるとにぎわいをみせる屋台は、現在の営業主「一代限り」といいます。いずれ屋台は消えていくことになるのでしょうか。「行政法総論」で学んだ（学ぶ）ように、<sup>①</sup>道路法の占用許可の法的性質からは屋台が道路を特権的に使用する権利を導くことは難しいでしょう。しかし、<sup>②</sup>例えば「屋台文化を後世代に継承する」「屋台をまちづくりの起点にしたい」「屋台は人々（市民と市民，市民と観光客，市民と異文化の人々）の出会いの場，語らいの場として必要」などなどの思い（広島市民が広島カーブに寄せる思いが好例かもしれない）をベースに、「政策」が確立できれば、道路法（33条「やむを得ないもの」）、道路交通法（77条2項3号「公益上又は社会の慣習上やむを得ないもの」）の占用許可条件を満たせる可能性が出てきます。さらにこの政策を条例化することで、この政策目的実現のために道路使用のありかた・食品衛生のありかた等をセットにした法的仕組みを作ることも可能となり得ます。もっとも、<sup>③</sup>この仕組みが政策目的に照らして理に適ったものでなければいけないのは、まず当然のことです。そのうえで、<sup>④</sup>政策目標がどう設定されれば、新たな仕組みのどこまでが適法でどこからが違法となるかの判断が必要になってきます。このような判断を含め、<sup>⑤</sup>政策実現のために、憲法、行政法、民法、刑法等の基本的知識を総動員して、立法、解釈、争訟をいかに繰り広げるかを検討する理論および実務における取組みを政策法務（論）といいます。国が法律を作り運用していくのも政策法務ですが、特に政策法務は、地方分権の進展とともに、地域の政策を自ら立案・実施していくことを目指す自治体において多く語られます。この場合、国の政策法務と区別して「自治体政策法務（論）」と呼ばれます。本講義は自治体政策法務を検討対象とします。現在、自治体政策法務の主たる担い手は自治体の公務員であると目されており、実際に公務員によって多くの政策法務の取組みがなされています。したがって、将来、公務員になろうとする人にはぜひ受講してもらいたいと考えています（もちろん、本来、立法機関は議会ですので「政策条例」の立案を期待される議員を目指す人も対象です）。また、政策法務論は、社会で公益の実現に資するNPOに属する人々、まちづくりの在り方を考える地域の人々、そしてなにより主権者として自治を担う市民一人ひとりに、自らのまちの政策を自らの工夫で実現するために有用です。どの立場で受講される人にも政策法務論の要諦を修得してもらえよう努力します。

### 【授業内容】

- 第1回 地方分権と政策法務（1）－地方分権改革
- 第2回 地方分権と政策法務（2）－政策実現と法
- 第3回 「法の趣旨・目的」の意義（1）－法の解釈・適用
- 第4回 「法の趣旨・目的」の意義（2）－判例を素材に
- 第5回 法律と条例の関係（1）－徳島市公安条例事件，長崎県飯盛町モーター規制条例事件
- 第6回 法律と条例の関係（2）－宝塚市パチンコ店規制条例事件，伊丹市教育環境保全条例事件
- 第7回 法律と条例の関係（3）－宗像市環境保全条例事件，紀伊長島町水道水源保護条例事件
- 第8回 条例と憲法（1）－奈良県ため池保全条例事件，大阪市売春取締条例事件
- 第9回 条例と憲法（2）－二重の基準論，三段階審査論，広島市暴走族追放条例事件
- 第10回 分権改革後の法律と条例の関係－大分県日田市生活環境保全条例，熊本市墓地設置等規制条例
- 第11回 政策実現の手法－命令の手法，実効性確保手法，給付の手法，誘導の手法
- 第12回 条例分析（1）－沖縄県ちゅら島環境美化条例
- 第13回 条例分析（2）－東京都暴力団排除条例（予定）
- 第14回 条例制定の実際（1）－熊本市放置自動車規制条例
- 第15回 条例制定の実際（2）－（仮称）A市屋台まちづくり条例案（予定）

以上